

# おかしいな 違和感あったら 即確認

令和7年度労働安全衛生  
標語コンクール最優秀賞作品

## 4. 化学物質のリスクアセスメント

業種、事業場規模にかかわらず、対象となる化学物質の製造・取扱いを行う、すべての事業場が対象となります。

リスクアセスメントとは、事業者及び労働者がその危険性や有害性を認識し、事業者が労働者への危険または健康障害を生じるおそれの程度を見積り、リスクの低減対策を検討することです。

これにより、化学物質の危険有害性によって起こりうる労働災害の未然防止に繋げることがリスクアセスメントの目的になります。

リスクアセスメントは大きく次の5つのステップで実施します。

- STEP 1 化学物質などによる危険性または有害性の特定  
法第57条の3第1項
- STEP 2 特定された危険性または有害性によるリスクの見積り  
安衛則第34条の2の7第2項
- STEP 3 リスクの見積りに基づくリスク低減措置の内容の検討  
法第57条の3第1項
- STEP 4 リスク低減の措置の実施  
法第57条の3第2項 努力義務
- STEP 5 リスクアセスメント結果の労働者への周知  
安衛則第34条の2の8



公益社団法人神奈川県産業資源循環協会  
横浜市中区山下町1シルクセンタービル2F  
TEL 045-681-2989 FAX 045-641-8114

## 【初歩の労災防止マニュアル（第4版）】注文書

※下記にお振込みいただき注文書と振込受領書 を  
F A X (FAX045-641-8114) でお送りいただきお申込みください。

ご注文冊数

@1,000円 × 部 = 円

※送料は、当協会が負担します。

横浜銀行 県庁支店 普通預金 1000158

シャ)カナガワケンサンギョウシゲンジュンカンキョウカイ

公益社団法人神奈川県産業資源循環協会

※誠に恐れ入りますが振込手数料は、お申込者様のご負担でお願いいたします。

御社名・部署

ご担当者名

送り先・所在地

(電話番号)